

2026 年度
駒澤大学教育後援会 三重県支部
定期総会次第

日時 2026 年 5 月 30 日（土）
午後 3 時～
場所 ホテルグリーンパーク津

1. 開会

教育後援会 挨拶

2. 審議事項

- (1) 議案第 1 号 2025 年度 事業報告
議案第 2 号 2025 年度 収支決算
- (2) 2025 年度 会計監査報告
- (3) 議案第 3 号 2026 年度 三重県支部役員（案）
- (4) 議案第 4 号 2026 年度 事業計画（案）
議案第 5 号 2026 年度 予算（案）
- (5) 議案第 6 号 その他

3. 閉会挨拶

議案 第 1 号

2025 年度 三重県支部 事業報告

- ・ 2025 年 6 月 14 日（土） 駒澤大学教育後援会三重県支部 定期総会及び教育懇談会
於：プラトンホテル四日市
- ・ 2025 年 10 月 18 日（土） 駒澤大学 駒沢キャンパスツアー（長野・熊本県支部合同）
於：駒澤大学構内
- ・ 2025 年 11 月 1 日（土） 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援に伴う支部交流会
於：フレックスホテル松阪
- ・ 2025 年 11 月 2 日（日） 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援
（熱田神宮 → 伊勢神宮）
- ・ 2026 年 1 月 31 日（土） 駒澤大学教育後援会 新年賀詞交歓会
於：ホテルニューオータニ
- ・ 2026 年 2 月 22 日（日） 駒澤大学教育後援会 三重県支部役員会
於：ホテルグリーンパーク津
- ・ 2026 年 3 月 18 日（水） 全国支部監査（必要書類を送付）
監査資料送付期限：3 月 9 日（月）午前中必着

議案第2号

2025年度 収支決算報告書

自 2025年4月1日 ～ 至 2026年3月31日

(単位:円)

収入の部

項 目	予算額(A)	執行額(B)	差異(A-B)	摘 要
前年度繰越金	10,000	10,000	-	前年度 繰越金
参加費	45,000	48,000	-3,000	支部交流会参加費 16名×3,000円=48,000円
補助金 (支部活動)	200,000	200,000	-	支部活動助成金(本部より)
補助金 (駅伝補助)	100,000	91,609	8,391	駅伝応援補助金(本部要求額)
補助金 (賀詞交歓会景品)	5,000	5,000	-	賀詞交歓会景品補助(本部より)
雑収入	0	190	-190	預金利息
合 計(ア)	360,000	354,799	5,201	

支出の部

	予算額(A')	執行額(B')	差異(A'-B')	摘 要
会議費	60,000	55,000	5,000	支部役員会 会場費等(2026年2月22日分)
旅費交通費	200,000	193,430	6,570	支部総会 12件×3,000円 支部交流会 11件×3,000円 支部交流会後宿泊 1件×16,720円 駅伝応援 11件×3,000円 支部役員会 10件×3,000円 キャンパスツアー旅費 2名分 44,710円
通信運搬費	30,000	20,640	9,360	支部総会案内郵送料 7,995円 支部交流会案内郵送料 7,995円 キャンパスツアー支部旗郵送料 1,020円 支部役員会案内郵送料 2,340円 監査資料郵送レターパック×3 1,290円
印刷費・消耗品費	10,000	7,198	2,802	宛名シール・個人情報保護ラベル・封筒・ノリ・インク
事業費	30,000	6,200	23,800	賀詞交歓会景品代(伊勢しぐれ蛤・あさりセット) 5,500円 景品送料 700円
手数料	1,000	550	450	余剰金振込手数料
渉外費	10,000	0	10,000	
予備費	9,000	0	9,000	
支出額小計(イ)	350,000	283,018	66,982	
余剰金返金	0	71,781	71,781	駒澤大学教育後援会本部へ返金(手数料を含む) ※残金は1万円以内
支出額合計(ウ)	350,000	354,799	△ 4,799	

次年度繰越金	10,000
--------	--------

※本部返金後の残高は1万円以内

議案第2号

2025年度収支決算報告書(駅伝応援活動費)

自 2025年4月1日 ~ 至 2026年3月31日

収入の部

(単位:円)

項 目	決算額	摘 要
前年度繰越金	0	
参加費	48,000	支部交流会参加費 16名×3,000円=48,000円
補助金	91,609	
雑収入	0	
合 計	139,609	

支出の部

	決算額	摘 要
会議費	0	
旅費交通費	82,720	支部交流会 11件×3,000円 支部交流会後宿泊 1件×16,720円 駅伝応援 11件×3,000円
通信運搬費	19,350	支部総会案内郵送料 7,995円 支部交流会案内郵送料 7,995円 キャンパスツアー支部旗郵送料 1,020円 支部役員会案内郵送料 2,340円
印刷費・消耗品費	0	
事業費	0	
渉外費	0	
予備費	0	
余剰金返金	37,539	
合 計	139,609	

2025年度会計監査報告

2025年度の会計決算について帳簿・預金通帳などの関係書類を監査の結果、適正に処理されており正確であることを認めます。

2026年3月1日

監査委員 松原 真由子

東口 雅美



議案 第3号

2026年度 三重県支部役員

役職	2026年度 新役員	役職	2025年度 役員
支部長	秋山 純(3年)	支部長	島子 卓也(3年)
副支部長	水谷 のぞみ(4年)	副支部長	水谷 のぞみ(3年)
副支部長	東口 雅美(3年)	副支部長	原 道直(2年)
理事	矢澤 弘成(4年)	理事	矢澤 弘成(3年)
理事	朝日 雄道(3年)	理事	朝日 雄道(2年)
理事	内山 めぐみ(2年)	理事	秋山 純(2年)
理事	伊澤 幹人(2年)	理事	太田 圭一(1年)
理事	宮本 知子(2年)	理事	内山 めぐみ(1年)
理事	高島 大輔(1年)	理事	伊澤 幹人(1年)
理事	坂田 由里子(1年)	理事	宮本 知子(1年)
監事	原 道直(3年)	監事	松原 真由子(4年)
監事	太田 圭一(2年)	監事	東口 雅美(2年)
顧問	島子 卓也(4年)	顧問	中出 真史(4年)

議案 第4号

2026年度 三重県支部 事業計画

- ・ 2026 年 4 月 25 日 (土) 駒澤大学教育後援会 委員総会 (本部)
- ・ 2026 年 5 月 9 日 (土) 駒澤大学教育後援会 定期総会 (本部)
駒沢キャンパス構内見学会 (総会終了後)
- ・ 2026 年 5 月 30 日 (土) 駒澤大学教育後援会三重県支部 定期総会及び教育懇談会
於：ホテルグリーンパーク津
- ・ 2026 年 10 月 (予定) 駒澤大学 駒沢キャンパスツアー (長野・熊本県支部合同)
於：駒澤大学構内
- ・ 2026 年 10 月 3 日 (土) ・ 4 日 (日) 会員研修会一泊参禅研修会 (会員研修会)
於：大本山總持寺
- ・ 2026 年 10 月 31 日 (土) 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援に伴う支部交流会
於：伊勢シティホテル
- ・ 2026 年 11 月 1 日 (日) 全日本大学駅伝対校選手権大会 応援
(熱田神宮 → 伊勢神宮) 於：伊勢神宮内宮付近
- ・ 2027 年 1 月 30 日 (土) 駒澤大学教育後援会 新年賀詞交歓会
於：ホテルニューオータニ (予定)
- ・ 2027 年 2 月下旬 駒澤大学教育後援会 三重県支部役員会
於：未定
- ・ 2027 年 3 月中旬 全国支部監査 (必要書類を送付)

議案 第5号

2026年度予算

収入の部

自:2026年4月1日～至:2027年3月31日

(単位:円)

科 目	2026年度 予算額	2025年度 決算額	備考
参 加 費	45,000	48,000	全日本大学駅伝交流会参加費 (会員3千×18人)
補 助 金	205,000	205,000	支部活動助成金 20万円 賀詞交歓会景品代 5千円
	100,000	91,609	全日本大学駅伝補助金 (実費本部申請額)
雑 収 入	0	190	利子 規程超過分調整費用
繰 越 金	10,000	10,000	※本部規定による (10,000円以内)
合 計	360,000	354,799	

支出の部

(単位：円)

科 目	2026年度 予算額	2025年度 決算額	備考
会議費	60,000	55,000	役員会会場経費など
旅費交通費	200,000	193,430	旅費(支部役員会・支部長会など)
通信運搬費	30,000	20,640	郵送料(各行事案内切手・葉書等)
印刷費・ 消耗品費	10,000	7,198	宛名シール・インク・事務用品費・ 封筒 他
事業費	30,000	6,200	新年賀詞交換会景品代・送料
手数料	1,000	550	余剰金振込手数料等
渉外費	10,000	0	本部主催関係経費
予備費	9,000	0	予備経費
余剰金返金	0	61,781	本部への余剰金返金 ※残金1万円以内
次年度繰越金	10,000	10,000	※本部規定による (10,000円以内)
合 計	360,000	354,799	

議案 第6号

その他

[事務局より連絡]

- ① 10月実施予定の駒澤大学キャンパスツアーについては、長野県支部や教育後援会本部と日程を調整。
旅費日当については、支部の旅費規程に基づくが、参加者が多数となった場合予算の範囲内で旅費日当を支給。
- ② 11月1日開催の全日本大学駅伝に併せて実施される支部交流会及び駅伝大会当日応援については三重県支部の主要行事であり教育後援会本部の方や三重県支部会員相互の親睦を兼ねている為、多くの会員様に参加して頂きたい。
- ③ 11月21・22日の一泊参禅研修会や1月31日の賀詞交換会は会員の皆様が参加して頂ける行事なのでぜひ参加して頂きたい。

(名称及び設置)

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会三重県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局を支部長が指定した場所（支部長宅）におく。

(目的)

第2条 支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に協力すると共に、併せて会員相互の親睦並びに学生の勉学と福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 支部は大学に在籍する全学生の父母又は保証人をもって組織する。

(事業)

第4条 支部は第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

- (1) 総会、研修会、講演会等
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く

- (1) 支部長 (1人)
- (2) 副支部長 (1～3人)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 監事 (2人)
- (5) 事務局長 (1人) 支部長、副支部長、理事より兼任可

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中より選出し、総会の議を経るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1)支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
- (2)副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これに代わる。
- (3)理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4)監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、役員会の招集を要求することができる。
- (5)事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。

(役員会)

第8条 役員は役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを召集する。

- 2 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
- 3 前項による場合は、支部長はその経過を総会に報告し、追認を受けなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問)

第10条 本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 特別顧問は、役員会の推薦により総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(経費)

第11条 支部の経費は、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。

- 2 支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

(会計年度)

第 12 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(総会)

第 13 条 総会は年 1 回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

2 支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。

3 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

(議決)

第 14 条 支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第 15 条 この会則の改廃については、総会及び、臨時総会の議を経なければならない。

ただし、本部の会則と趣旨の異なる改廃を行なう場合においては、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第 16 条 この会則に定めのないものは、すべて役員会に諮るものとする。

ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則

1.本支部会則は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

2.この会則は、平成 22 年 7 月 31 日から施行する。

3.この会則は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

第1条 本規程は、駒澤大学教育後援会三重県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。

2 旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。

第2条 旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

- (1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
- (2) 当支部役員会
- (3) 当支部総会
- (4) 当支部の行う行事
- (5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第3条 旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。

ただし、当支部役員会及び総会の旅費支給対象者は、父母または保証人のうち1人のみとする。

第4条 支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。

(1) 交通費

交通費は、次のとおりとする。

- ① 県内 2,000 円
- ② 県外 必要最低限の実費

(2) 日当

- | | |
|-------------|---------|
| ア 半日（4時間以内） | 1,000 円 |
| イ 1日（4時間超） | 2,000 円 |

(3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 **12,000 円**を限度額とする。この認定は支部長があたる。

第 5 条 旅費の支給を受けようとする者は、必要に応じて領収書を支部長に提出しなければならない。

第 6 条 特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第 7 条 この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附 則 1.この規程は、平成 30 年 5 月 28 日より施行する。

2.この規定は、令和 5 年 6 月 10 日より施行する。